

サービスの利用者負担

利用者はケアプランにもとづいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

利用者負担の割合

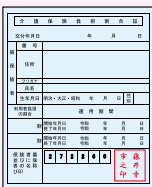
介護保険のサービスを利用したときの利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1～3割です。

利用者負担の割合

3 割	①②の両方に該当する人 ① 本人の合計所得金額（特別控除後）※1が220万円以上 ② 同じ世帯にいる65歳以上の人の「課税年金収入額+その他の合計所得金額（特別控除後）※2」が [・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上]
2 割	3割の対象ではなく①②の両方に該当する人 ① 本人の合計所得金額（特別控除後）が160万円以上 ② 同じ世帯にいる65歳以上の人の「課税年金収入額+その他の合計所得金額（特別控除後）※2」が [・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上]
1 割	上記以外の人

※1「合計所得金額（特別控除後）」とは、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額であり、かつ、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。

※2「その他の合計所得金額（特別控除後）」とは、合計所得金額（特別控除後）から、公的年金等に係る雑所得を控除した額です。



介護保険負担割合証

要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。

支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に1か月の支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

例 要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合
(1割負担の場合)



おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の金額は標準地域の場合です(介護保険が負担する分も含んだ額です)。

※事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

利用者負担の軽減について

●介護（介護予防）サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担（利用者負担の割合についてはP10参照）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。



■利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●現役並み所得者※1	44,400円
●一般（市民税課税世帯）	44,400円※2
●市民税非課税世帯等	24,600円
●「課税年金収入額+その他の合計所得金額（特別控除後）※3」が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者	15,000円（個人）

※1 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人が入り、65歳以上の人収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人。

※2 2020年7月までに限り、同一世帯のすべての65歳以上の人（サービスを利用していない人も含む）の利用者負担割合が1割の世帯には、年間（8月～翌年7月）の上限額を446,400円（37,200円×12か月）とする緩和措置が適用されます。

※3 「合計所得金額（特別控除後）」、「その他の合計所得金額（特別控除後）」についてはP10をご覧ください。

■対象の人には、藤井寺市より案内を送付します。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月の算定分）

所得 （基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の人が いる世帯
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分	70歳以上の人 がいる世帯
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上	141万円
課税所得145万円以上	67万円
一般（市民税課税世帯）	56万円
低所得者II※1	31万円
低所得者I※2	19万円

※1 低所得者II…市民税非課税世帯の人

※2 低所得者I…市民税非課税世帯の人で世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる人。
（年金収入のみの場合、収入80万円以下の人）

低所得者I区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は世帯合算できません。

●対象の人には、医療保険者より案内があります。

その他、社会福祉法人等による利用者負担軽減があります